

事業主・加入員・年金受給者・年金受給待期者の皆様へ

厚生年金基金の解散方針の決議について

日本ばね工業厚生年金基金は、昭和43年8月1日に厚生労働大臣の認可により設立され、今日まで、ばね業界に働く皆様の老後生活の安定と福祉の向上を図るために、国の厚生年金保険の一部を代行して基金独自の年金を上乗せして年金給付を行ってまいりました。

しかしながら、バブル経済の崩壊による日本経済の長期にわたる低成長や米国におけるリーマンショックなどの世界経済の影響により、近年、厚生年金基金の財政運営において、国からの代行資産に積立不足が生じている基金（いわゆる代行割れ基金）が多数発生し、公的年金全体の財政や基金に加入する事業所の経営に影響を与えかねないとのことで、平成25年6月19日に厚生年金基金制度の見直しを内容とした「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成26年4月1日から施行されております。

この厚生年金基金制度見直し法は、厚生年金基金としての存続に対し非常に厳しい内容となっていることから、当基金の今後の対応につきまして、理事会・代議員会においてこれまで慎重に検討を重ねた結果、平成27年2月24日開催の代議員会におきまして、当基金を解散する方針が決議されました。

なお、基金の解散は、今般の基金解散の方針結果を受けまして、今後、事業主及び加入員の皆様の同意をいただいて諸手続きを進めていくこととなります。このパンフレットは、厚生年金基金制度見直し法の概要や解散方針に至った検討経緯並びに解散後の影響等をご案内しております。皆様には、このパンフレットをよくお読みいただきまして当基金の解散方針にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

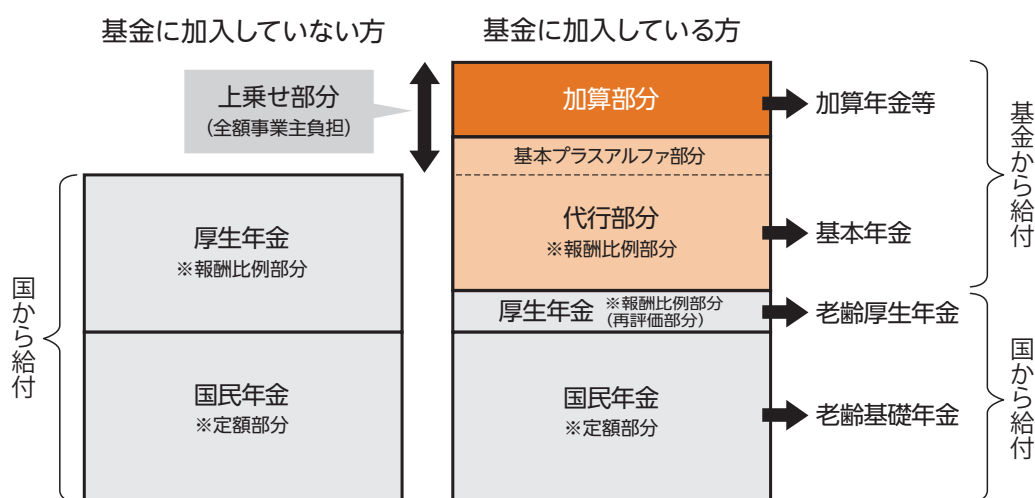
日本ばね工業厚生年金基金のしくみと財政状況

日本ばね工業厚生年金基金のしくみ

日本ばね工業厚生年金基金は、国の厚生年金保険の一部を国に代わって運営する代行部分とともに、基金独自の年金を上乗せして給付を行っています。

代行部分の掛金は、事業主と加入員の皆様との折半負担ですが、基金独自の上乗せ部分に必要な掛金は、全額事業主が負担しております。

■日本ばね工業厚生年金基金のしくみ

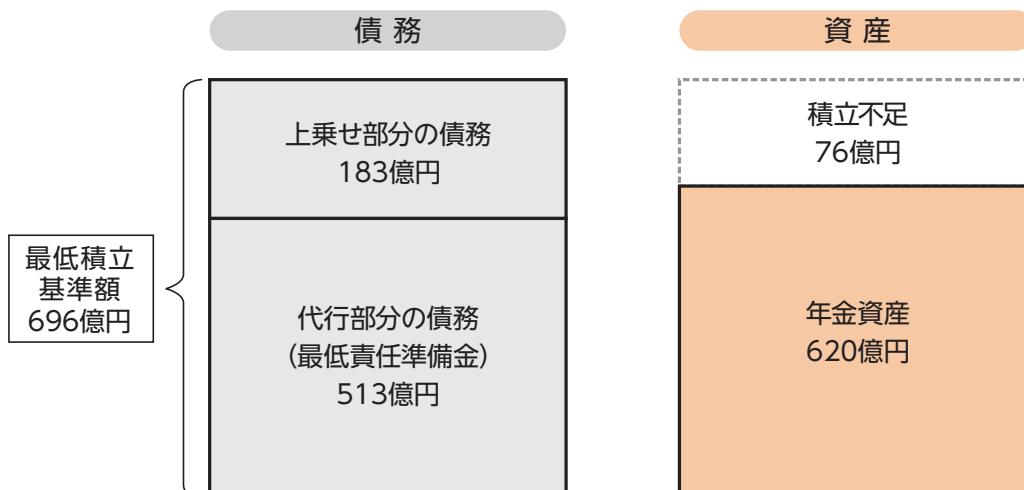


日本ばね工業厚生年金基金の財政状況

直近の平成25年度決算結果においては、下記の図のとおり、国の代行部分の債務については保有しておりますが、基金独自の上乗せ部分を含めた債務（最低積立基準額）に見合う資産額は不足している状態にあります。

また、基金存続基準（最低責任準備金×1.5）においても、現在、不足している状態にあります。

■平成25年度決算における積立状況



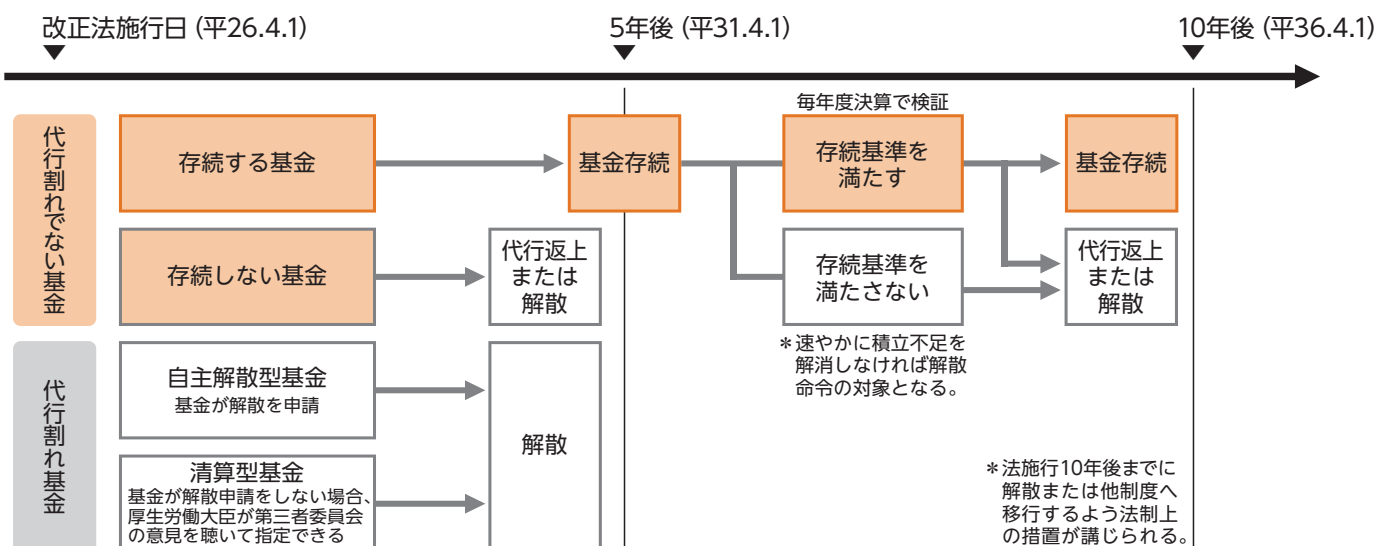
厚生年金基金制度見直し法の概要と当基金の対応について

■見直し法の概要

- (1) 施行日以後の厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から5年間の時限措置として、特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に返還する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した存続基準^(注)を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乗せ部分の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

(注) 存続基準 (厚生年金基金として継続していくための積立基準)
 ①基金の純資産額として最低責任準備金の1.5倍以上を保有していること。
 または、
 ②基金の純資産額として最低積立基準額以上を保有していること。

■厚生年金基金制度見直しのプロセス



上記の基金見直し法をふまえ、「存続」「代行返上」「解散」の3つの選択肢について理事会・代議員会において検討を重ねてまいりました。

■これまでの当基金の検討経緯

平成25年6月4日 第153回理事会	①基金見直し法の概要 ②今後の選択肢と検討課題 ③当基金の現状についての勉強会
平成25年9月17日 第104回代議員会	①見直し法のポイント ②見直し法が示す選択肢と今後の検討課題 ③当基金の現状 ④今後の対応について審議
平成25年12月17日 第155回理事会	①今後公布される政省令事項の審議 ②今後の当基金の方向性について各理事から意見聴取
平成26年2月26日 第105回代議員会	平成24年度決算ベースでの基金存続した場合の運用利回りごとの掛金追加負担、代行返上した場合、現行制度を維持した場合の掛金追加負担及び給付減額した場合の掛金追加負担の審議
平成26年9月18日 第106回代議員会	平成25年度決算ベースでの基金存続した場合の掛金追加負担、代行返上した場合の現行制度を維持した場合の掛金追加負担及び給付減額した場合の掛金追加負担など審議
平成27年2月24日 第107回代議員会	解散方針を決議

3つの選択肢についての検討

選択肢 1 厚生年金基金として存続

改正法施行日から5年後（平成31年4月）以降は、次の①、②いずれかの基準を満たす基金のみが存続を認められます。

- ① 基金が解散したときに国に返す代行部分の資産額（最低責任準備金）の1.5倍以上の純資産を保有していること
- ② 決算における非継続基準の財政検証で、代行部分及び基金独自の上乗せ部分の年金を給付するために必要な資産額（最低積立基準額）を保有していること

○平成25年度決算結果をベースに将来の財政シミュレーションを行った結果、厚生年金基金として存続基準をクリアするためには、平成31年度に現行の約2.8倍の126%の追加掛金負担が必要となりました。

（参考）

- ・基金の運用利回りと国の運用利回りが等しいとして計算した場合
（基金2.10%、国2.10%）
- ・加入員1人当たり（月額）現行20,700円 → 変更後 58,000円（約2.8倍）
（平均標準報酬30万円で計算）

選択肢 2 代行返上して、新たな確定給付企業年金を設立

○平成25年度決算結果をベースに将来の財政シミュレーションを行った結果、代行返上して、新たな確定給付企業年金基金を設立した場合の影響を3パターン検討した結果は次のとおりです。

〈パターンⅠ〉

現行給付水準を維持した場合、企業年金基金を設立以降、毎年29%の掛金の追加負担となり、現行の約2倍の59%となります。

- ・加入員1人当たり（月額）現行9,000円 → 変更後18,000円（約2倍）
（平均標準報酬30万円で計算）

〈パターンⅡ〉

現行給付水準を加入員のみ49%減額した場合、企業年金基金を設立以降、掛金の追加負担は発生しません。ただし、特別掛金の償却期間を8年から14年に延長することとなります。

- ・加算部分平均年金月額（男子）
当初25,000円 → 現行15,000円 → 変更後7,600円
（注）当初金額とは、平成17年4月に実施した40%給付減額前の金額を表しています。

〈パターンⅢ〉

現行給付水準を加入員及び受給者とも35%減額した場合、企業年金基金を設立以降、掛金の追加負担は発生しません。ただし、受給権者を減額する場合は、各事業主から追加の掛金負担が困難であることを示す資料の添付及び受給者の2/3以上の同意が必要となります。

また、受給者のうち、希望する者には一時金で支給（清算）しなければなりません。

- ・加算部分平均年金月額（男子）
当初25,000円 → 現行15,000円 → 変更後9,700円
（注）当初金額とは、平成17年4月に実施した40%給付減額前の金額を表しています。

選択肢 3 厚生年金基金を解散

残余財産の分配について

- 代行部分の年金は国から給付されます。
- 解散により基本プラスアルファ部分及び加算年金は廃止されますが、年金資産の総額から代行年金の給付に必要な額（最低責任準備金）を国へ返還し、残余財産があれば加入員・受給権者（年金受給待期者含）の皆様へ分配します。
- 分配金は、課税対象（一時所得）となる一時金として受給することや通算企業年金として企業年金連合会に移換することができます。なお、通算企業年金として分配金を移換する場合、移換される方の事務費負担や企業年金連合会の解散に伴う通算企業年金の減額などがあります。
- 事業所単位で、分配金を、確定給付企業年金、確定拠出年金、中小企業退職金共済等に移行することができます。ただし、基金の規約変更や受け入れ先の規約変更などの諸手続きが必要となります。

以上をふまえ、慎重に検討を重ねた結果、
当基金は解散を選択することといたしました。

当基金としましては、将来において、年金資産運用の悪化等により代行部分を含めた積立不足が生じた場合、事業主の皆様さらなる掛金負担をお願いすることは、企業経営に多大なる影響を及ぼす恐れがあることなどの認識の一致により、当基金の解散方針を決議いたしました。

【参考】

1. 加入員数及び年金受給者数の推移

(単位：人)

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
加入員数	13,843	13,883	13,956	14,362	14,237	13,904	13,924	13,898	13,839	13,763
年金受給者数	7,105	7,383	7,695	8,107	8,579	9,139	9,532	9,836	10,226	10,399

2. 掛金収入額及び年金給付額の推移

(単位：億円)

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
掛金収入額	35.1	43.9	44.9	42.6	42.7	36.9	38.6	39.4	38.8	38.8
年金給付額	31.3	33.9	35.9	38.2	42.2	45.7	48.3	50.8	53.5	54.4
収支差額	3.8	10.0	9.0	4.4	0.5	▲ 8.8	▲ 9.7	▲ 11.4	▲ 14.7	▲ 15.6

3. 年金資産額及び運用利回りの推移

(単位：億円・%)

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年金資産額	491.1	561.6	581.2	546.7	479.6	523.7	512.6	523.6	576.4	618.6
基金の運用利回り	3.89	12.90	2.33	▲ 6.41	▲ 12.27	10.94	▲ 0.54	3.98	12.68	9.68
国の運用利回り	2.73	6.82	3.10	▲ 3.54	▲ 6.83	7.54	▲ 0.26	2.17	9.57	8.22

4. 積立水準の推移

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
①純資産額/ 最低責任準備金	1.01	1.11	1.12	1.00	0.88	1.03	1.08	1.07	1.22	1.30
②純資産額/ 最低積立基準額	0.73	0.79	0.79	0.71	0.63	0.72	0.74	0.74	0.83	0.89

(注1)「最低責任準備金」とは、国の厚生年金の代行部分の債務金額のこと。

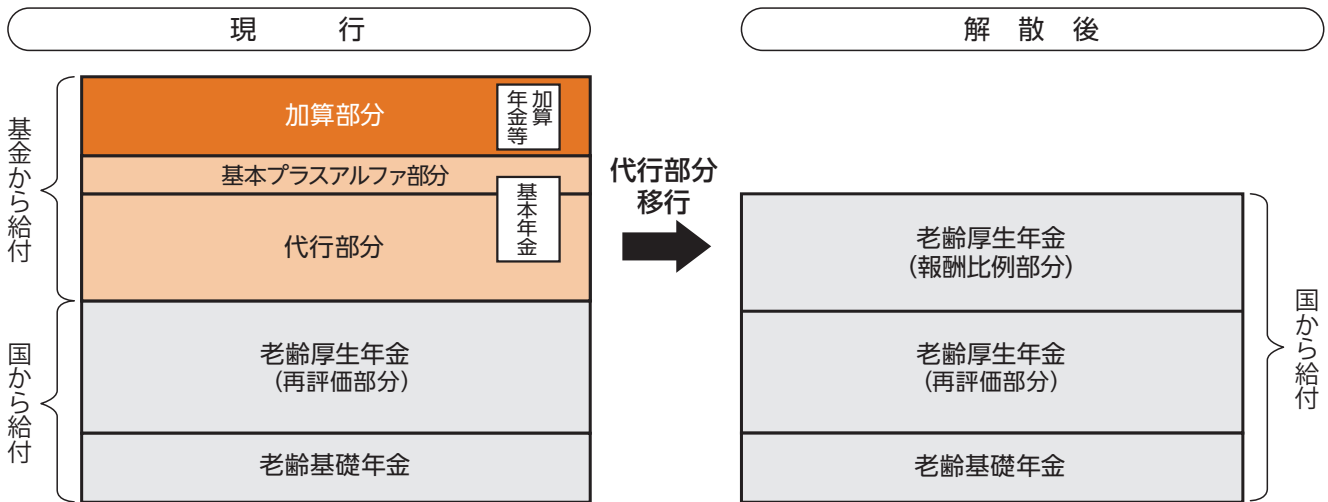
(注2)「最低積立基準額」とは、国の代行部分の債務に基金独自の上乗せ部分を含めた債務金額のこと。

厚生年金基金解散の影響

基金解散後の年金給付

基金解散後は、基本年金のうち代行部分に上乗せしている部分（基本プラスアルファ部分）は、給付がなくなります。また、基金加入期間が15年以上の方に給付していた加算年金もなくなります。

なお、基本年金のうち代行部分については、解散後、国から老齢厚生年金として引き続き給付されます。



(注) 解散後の年金額が変更となるケース

基金解散後は、これまで基金が国よりも有利に給付していた部分については支給されなくなります。このため、一部のケースでは、老齢厚生年金が支給停止され、結果としてこれまでよりも年金額が減額となる場合があります。

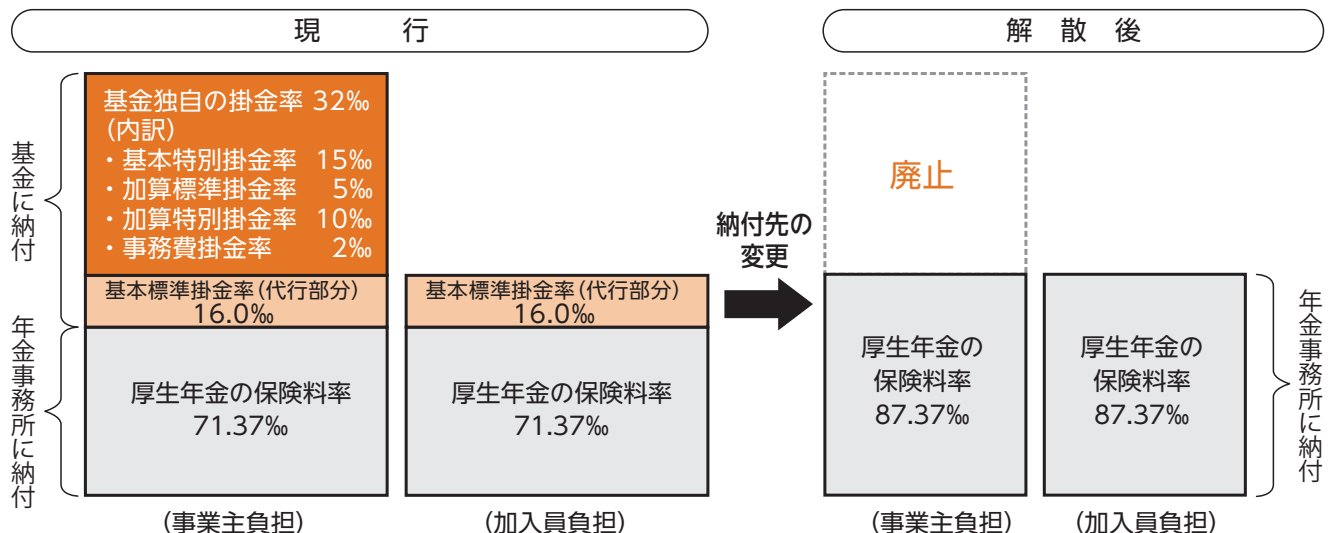
●年金が減額となる主なケース

- ①遺族厚生年金を受給している
- ②障害厚生年金を受給している
- ③国の年金の受給資格期間を満たしていない

基金解散後の掛金・保険料

基金を解散するため、全額事業主が負担している基金の掛金（基本特別掛金、加算標準掛金、加算特別掛金、事務費掛金）は廃止されます。

解散によって、基金の代行部分の年金給付を国の厚生年金保険制度に移行するため、基本標準掛金（代行部分）は、厚生年金保険の保険料として、年金事務所に納付することとなります。



厚生年金基金解散スケジュール（予定）

平成27年2月	代議員会での解散方針の審議・決議 解散方針の報告
平成27年4月～	国と基金の記録突合作業の開始（おおむね2年間） ※加入員・年金受給者の代行部分の年金給付義務を国に引き継ぐために行うもの
平成27年5月～	事業所説明会の実施
平成27年9月	代議員会での解散計画書の審議・決議 ※最低責任準備金に対する積立水準が低下しないこと ※掛金（標準報酬総額に対する掛金総額の比率）が下回らないこと など
平成29年6月	臨時代議員会での解散認可申請の審議・決議 （記録突合終了の頃） （事業主・加入員等の2/3以上の決議前1カ月以内の同意書が必要）
平成29年9月	解散認可 ※解散認可までは、年金の支給及び掛金の徴収は基金が行う
平成30年7月	最低責任準備金を国へ返還
平成30年8月～	残余財産の分配
平成30年12月	清算終了

解散の同意及び記録整理の必要性

●解散の同意

基金の「解散」には、設立事業所の事業主の3分の2以上の同意及び加入員の3分の2以上の同意並びに加入員の3分の1以上で組織する労働組合の同意（複数あるときは、その4分の3以上の同意）が必要であり、平成27年5月頃から説明会を行い、代議員会における解散の決議を予定している平成29年6月頃に解散の同意の確認を行う予定としていますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

同意書の提出方法等につきましては、平成29年5月頃あらためてご案内させていただきます。

●記録整理

当基金の加入員・年金受給待期者が、将来、国から老齢厚生年金を受給するため、また、当基金の年金受給者が解散後、国から老齢厚生年金を引き続き受給するため、基金で管理している加入員記録と国で管理している厚生年金保険の被保険者記録を整理する必要があります。

記録整理作業の中で、事業所に確認をお願いすることが生じた場合には、ご協力をお願いいたします。なお、記録整理はおおむね2年程度の期間を要することになりますので、ご理解のほどお願いいたします。

基金解散についてのQ&A

Q1 なぜ、基金を解散しなければならないのでしょうか？

A 平成26年4月1日から施行されています「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」による基金制度の見直し内容が、基金として存続するための積立基準として国に返還すべき資産額の1.5倍以上を保有することなど、また、仮に、その基準を満たさない場合は、速やかに追加の掛金負担を求めることや国による解散命令を発動することなど非常に厳しいものとなっております。

このため、当基金として理事会・代議員会において、基金存続・代行返上して新たな企業年金基金を設立・基金を解散の3つの選択肢を検討してきましたが、財政シミュレーションによると、基金存続のためには大幅な追加の掛金負担が伴うこと、また、代行返上して企業年金基金を設立する場合にも掛金引き上げや給付水準の引き下げを行う必要があることとなりました。今後の経済環境の変化により、資産運用に積立不足が生じた場合、事業主の皆様へさらなる追加の掛金負担をお願いすることは、企業経営に多大なる影響を及ぼす恐れがあることとの認識の一致により、当基金の解散方針が決議されました。

Q2 基金の解散は今回の方針で確定したのでしょうか？

A 今回の代議員会での基金解散方針を受けて、今後、事業主や加入員の皆様からの3分の2以上の同意書をいただいたうえで、代議員会で解散の決議を行い、国へ基金解散の認可申請後、厚生労働大臣の認可を得て基金の解散が確定します。

Q3 基金を解散すると年金給付はどうなるのでしょうか？

A 現在、基金が国に代わって給付している代行部分の年金は、国が引き継ぎ給付を行います。また、基金独自の給付である基本年金の基本プラスアルファ部分や加算年金は、給付されなくなります。

Q4 基金を解散すると掛金負担はどうなるのでしょうか？

A 現在、加入員と事業主が折半している基本標準掛金(32%)は、厚生年金保険料として国(年金事務所)に納付することとなります。一方、上記以外の全額事業主が負担している掛金(加算標準掛金5%、基本特別掛金15%、加算特別掛金10%、事務費掛金2%)の負担はなくなります。

Q5 基金が解散したときに残余財産がある場合はどうなるのでしょうか？

A 基金が解散したときに国の代行部分の債務(最低責任準備金)を国に返還します。国に返還後、残余財産があれば、加入員・年金受給待期者・年金受給者に対して、公平に分配金をお支払いいたします。具体的には、残余財産を「最低積立基準額」に応じて、各個人に分配いたします。「最低積立基準額」とは、解散日までの加入期間に応じた給付相当額の将来受け取り額の金額をいいます。

Q6 基金の掛金の納付や新入社員の資格取得届等の届出は今後どうなるのでしょうか？

A 基金の掛金は、解散認可の前月分まで基金へ納付をお願いいたします。事業所のご担当者におかれましては、新規採用の方々の資格取得届も含め、資格喪失届・月額変更届・算定基礎届・賞与支払届等についても、解散認可まではこれまでと同様に基金へ届出を行っていただきますようお願いいたします。

Q7 基金の解散認可までに、なぜ2年程度の期間が必要なのでしょうか？

A 基金解散後、国から年金給付を行うこととなるために基金で管理している加入員記録と国で管理している厚生年金保険被保険者記録を突き合わせるが必要となります。基金の加入員・年金受給待期者・年金受給者27,000人を超える業務量があるので、おおむね2年程度かかるのではないかと想定しています。また、記録突合は国に返還する代行給付債務(最低責任準備金)の確定に必要な事前の作業となります。

Q8 基金が解散した場合、会社として対応することがありますか？

A 退職金の一部を基金に移行している場合、基金の解散により退職金の総枠が縮小されることとなりますので、対応の検討が必要となりますのでご留意ください。

お問い合わせ先

日本ばね工業厚生年金基金事務局 電話 03-3252-3996
FAX 03-3252-3998

ホームページ：<http://www.bane-kikin.or.jp/>

電話でのお問い合わせの場合 平日 9:00～17:00

※なお、電話でのお問い合わせが集中しますと、電話がつながりにくい場合がございます。その際はご容赦願います。